

第13回復興交付金交付可能額について

〈市長コメント〉

本日、復興庁から通知がありました「第13回復興交付金の交付可能額」について、その概要をお知らせいたします。

第13回復興交付金の交付可能額としては、市・県分を合わせた交付金ベースで約514億円となり、今回についても、新たな事業を含めた全ての事業に交付いただき、非常に感謝しております。

新たな事業といたしましては、復興公営住宅の新規地区の用地費や、牡鹿谷川地区に整備予定のさけ人工ふ化場の実施設計業務などに、交付をいただいております。

また、今回、交付額のおよそ4割を占めたのが、復興効果促進事業分となっております。復興効果促進事業は、農林水産省分と国土交通省分の2種類あり、主要基幹事業の2割を上限に自動的に交付いただくものですが、先般、各省ごとの交付金ベースの上限額を200億円から400億円に引き上げていただいたことにより、今回、約202億円の交付をいただいております。

本市としましては、復興をより加速するべく、この復興効果促進事業の用途についても、復興庁とよく相談を行い、事業を推進して参りたい所存です。